

平成30年宇治田原町総務建設常任委員会

平成30年12月12日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第76号 宇治田原町営土地改良事業（平成30年災害復旧事業）の  
実施について
- 議案第79号 社会資本整備総合交付金事業 南北線道路工事（その2）  
請負契約の締結について
- 議案第80号 宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結について
- 議案第81号 宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結について
- 日程第2 第3四半期の事業執行状況について
- 建設環境課所管
  - プロジェクト推進課所管
  - 産業観光課所管
  - 上下水道課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
    - ・公共交通利用促進について
    - ・一般廃棄物を巡る課題について
  - プロジェクト推進課所管
    - ・新市街地都市公園基本設計について
  - 産業観光課所管
    - ・町有林管理委員会開催結果の報告について
  - 上下水道課所管
    - ・下水道事業・地方公営企業会計導入に伴う条例改正（案）について
- 日程第4 付託議案審査
- 議案第75号 京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第5 第3四半期の事業執行状況について
- 総務課所管
  - 企画財政課所管

日程第6 その他

1. 出席委員

委員長	9番	谷口重和	委員
副委員長	11番	藤本英樹	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	7番	馬場哉	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
建設環境課課長補佐	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課 地域振興担当課長	富田幸彦君
上下水道課長	青山公紀君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

私、後期に入りまして総務委員長を仰せつかりました。皆様のご協力よろしくお願いを申し上げます。

副委員長、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○副委員長（藤本英樹） 改めましておはようございます。

谷口委員長を補佐し、円滑な委員会運営に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 本日の委員会は、12月5日及び10日に上程され、付託されました5議案及び第3四半期の事業執行状況並びに所管事項報告につきましてお手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

本日は、12月定例会の開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

今、委員長なり副委員長のほうからご挨拶もございましたけれども、議会のほうの構成替えをいただいて初めての常任委員会ということで谷口委員長、また藤本副委員長並びに各委員には大変何かとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

今年も、もうあとわずか平成30年も終わろうとしておりますけれども、日に日に寒くなってまいりますので、委員各位にはお体には十分ご自愛をいただきたいというふうに思います。

また、もう2週間はいたしますと、消防団の年末警戒が始まるというふうなところでもございます。また、1月は6日の日には出初め式、また13日は成人式ということで、また議員各位にはいろいろとお世話になりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今日は、日程にございましたように議案関係、また所管事項の報告、また第3四半期の執行状況ということで非常に盛りだくさんになっておりますけれども、それぞれの議案につきましては、担当の課長等が説明をいたしますので、ひとつよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

そうした中、それぞれお願ひ、また追加議案のほうもこの委員会の中で審査をいただくということでございますので、それぞれご審査をいただく中で、どうぞご可決を賜りますよう心からお願ひ申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきますと思います。

お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第76号、宇治田原町営土地改良事業（平成30年災害復旧事業）の実施についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第76号の宇治田原町営土地改良事業（平成30年災害復旧事業）の実施についてということでご説明を申し上げます。

次のページの横表のほうの概要書のほうをお開き願ひたいと思います。

この議案につきましては、平成30年7月24日の総務建設常任委員会で災害としてご報告をさせていただいた議案でございます。平成30年災害復旧事業計画概要書ということで、事業の目的、平成30年7月豪雨災害により被災した農地の機能回復を早期に図り、農業生産の維持と経営の安定に資するものでございます。

事業計画の概要といたしましては、平成30年7月豪雨災害により被災した農地2件を国の補助を受けて、平成30年度にその復旧工事を実施するというものでございます。

3番目の計画事業費及び資金計画ということでございます。見込みでございます。工

種につきましては農地、事業費が319万7,000円、うち負担金の内訳といたしましては国庫補助金が159万8,500円、これは50%です、事業費の。町費といたしまして127万8,800円、これは事業費の40%でございます。受益者負担といたしまして31万9,700円、これは事業費の10%でございます。合計319万7,000円でございます。

次に、4番目の応急工事の計画といたしましては、箇所として1番、所在地は綴喜郡宇治田原町奥山田0.03ヘクタール、災害前の状況といたしましては土羽工でございます。工事の計画といたしましては、フトン籠の2段積み、延長8mということでございます。この箇所につきましては、被災箇所が圃場の下が生活域であったため、京都府の承認後、至急に工事を着手いたしましたので、30年8月から30年9月という完了予定時期となっております。事業費につきましては58万3,000円でございます。

次に、宇治田原町立川0.04ヘクタール、災害前は土羽工でございます。工事計画といたしましてはフトン籠、延長14m、4段のフトン籠積みでございます。これにつきましては、工事着手及び完了時期としましては、平成31年1月から31年3月ということでございます。事業費といたしましては261万4,000円でございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

カラー刷りの写真を入れさせていただいております。上が奥山田川上、下が立川の向井山というところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

位置図をつけさせていただいております。1番が奥山田の川上、2番が立川の向井山ということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第76号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって議案第76号、宇治田原町営土地改良事業(平成30年災害復旧事業)の実施については原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号、社会資本整備総合交付金事業 南北線道路工事(その2)請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、議案第79号、社会資本整備総合交付金事業 南北線道路工事(その2)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本件につきましては、安全で災害に強い道路整備を計画的に進め、新都市創造ゾーン、それから既存の集落、また宇治田原山手線との連絡を図ることを目的とし、町道南北線の道路工事及び贄田立川線の一部の工事を行うものでございます。11月27日に一般競争入札を行いまして、6,922万8,000円にて山本健土木興業株式会社宇治田原営業所が落札し、12月3日に仮契約を締結したところでございます。

この仮契約につきましては、ご可決いただきました後に、本契約として成立するものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議賜りましてご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(谷口重和) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員(今西久美子) おはようございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

この南北線に係る場所といいますのは、もちろん新庁舎に隣接もしておりますので、一帯埋め立て、砂利採取跡の埋め立て地だというふうに思っております。新庁舎の際に、土壤の地質調査をされました。隣接地ということで、この調査については南北線をつくる上でも大変参考になるのではないかなというふうに思うのですが、今回、舗装なんですよね。その下部はもう既に終わっているというふうにお聞きをしているんですが、そ

の際、工事の際にそういう地質調査の結果を業者さんに提供というのはされたんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 下部とおっしゃいますその舗装における、いわゆる路盤工の部分かとは思いますが、それについて今回、その2工事で全て実施いたします。

ちなみに、実はその2とありますように、その1工事のほうで現道、予定する道路の部分の、いわゆる路床というんですけれども、道路の面から約1mくらいの土を全部除去しまして、新しいいわゆるその下部部分に当たるところの土を入れ替えます。今回、その入れ替え工事を含めたものと、それと舗装工事、それから上にできます街渠、いわゆる道路側溝であったりとかそういった水路工事なんかも含めての発注でございます。

おっしゃられました調査になるんですけれども、いわゆる全部を入れ替えるということは、事前に調査した結果、そこを入れ替えることが決まったということで入れ替えることにしますので。ちなみに、いわゆる路床部分を入れ替えるということを決めるための調査を既に終わっておりますので、その調査の結果、路体の約1m部分を入れ替えるということの工事を今回実施いたします。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 調査の結果、1mを入れ替えればそれで安全が確保できると、そういう判断でしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 道路構造令という指針に基づいて進めるんですけれども、道路というのは上に車両が当然通行されます。その場合において、いわゆるアスファルトという舗装工材、それからその下に構成されます砕石とか土とかそういったものを上からの载荷かかる、重量なんかによります試験を行って、その厚みを持って道路のその通行がスムーズにいくかどうかを決めるんですけれども、そういったことを踏まえた試験をするということになります。

ですので、今回入れ替えることによっておっしゃられるこの1mぐらいを入れ替えることで道路の通行は問題ないというふうに判断しております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 通常でしたら問題はないということですが、例えば地震等の際、熊本地震では道路のところのマンホールが飛び出すと。だから、道路が陥没をして、マンホールが突き出るというようなことで非常に交通に支障が起きたというような報告も



あります。そういうことに対しても大丈夫なのか。新庁舎は、防災拠点ということでもありますので、それに通ずる南北線ということでもあるので、より安全な施工が必要かと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 先ほどおっしゃられたマンホールが突き出す、飛び出たという現象につきましては、いわゆる土の中の状態、それと水の水位の状態によると思います。いわゆる摩擦がなくなったことと浮力が発生したことでマンホール、いわゆる人孔が浮き上がる現象が起きております。同時に管とか水道管とかもそういったことで浮力を受けた場合には、浮き上がる可能性は当然ございます。

ただ、今回、我々が工事する中で、水位がそこまで高くないということと、いわゆる土の入れ替えを行うことで、基本的にその液状化的なものは起こり得ないというふうに考えておりますし、ただ大きな地震があった場合に、今、今西委員がおっしゃったような、例えば不測の事態というのは当然考え得るところでございます。それが、マンホールが飛び出すかどうかまでは、今現段階では断定はできないと思うんですけれども、そういったことも踏まえての道路の交通に支障のないようにというところで十分考慮した中での設計をした工事を発注をしております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。

もう1点、この連絡道の一部ということですが、これ当初の予算でいけば別立てだったような記憶があるんですが、そこはどうなっているんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 道路土工の部分で、非常に現場が輻輳しますので、まして出入り口が1カ所になります。南北線からこの贅田立川線がT字交差になります。南北線道路からの出入りしかできないということですので、いわゆる道路の通行、それから施工の現場管理、そういったことを含めますと同一業者で同一現場管理するほうが妥当だという判断をした中での一体型の発注になっております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） もう1点、今回、社会資本整備総合交付金ということで交付金を受けて事業をされるということですが、これはこの連絡道についても対象ということになるんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 連絡道というのは、贅田立川線のほうにつきましては、社会資本交付金とは別立ての交付金を予定しております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） どういう交付金でしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 都市再生整備交付金です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の質問に関連してなんですけれども、私、この間、議会運営委員会でも申し上げたんですが、工事の工事名の設定の仕方、これがもう少しわかりよい工事名にするべきだと思うんですよ。今の話ですと、南北線と贅田立川線ですか、この2本の工事なんで、これだけ見ればですよ、社会資本整備総合交付金事業の南北線の工事というふうにしか読み取れませんよね。補助金のメニューも2種類ある。路線も2本。ということ、何々ほか1路線とかそういうふうに本来するべきやと思うんですよ。ましてや、その社会資本整備総合交付金事業、これは補助金のメニューですよ。

これをつけるよりも、今、南北線のこの工事、舗装工事ですね、大半が、今回の工事の発注は。となれば、何とか線の道路工事というくくりじゃなく、舗装工事だとか道路工事にも拡幅もあれば舗装もある、また側溝の整備もあるんで、その工事名で事業がわかるような性格というか、もう少し丁寧な表現に今後してもらいたいなというふうに思いますので、そのあたり要望というか、お願いというか、もし考えがあればお聞かせいただきたいんですけれども。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご指摘いただいた件につきましては、おっしゃるよう  
にわかるように配慮しながらやっていくのが基本というふうに思いますので、今後、こ  
ういった点につきまして十分気をつけまして対応していきたいというふうに思いますの  
で、よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第79号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 私、南北線については必要な道路かなというふうな認識はしておりますが、防災拠点となる新庁舎に通じる非常に重要な道路だというふうに考えております。

ただいまご説明をいただきましたけれども、後で新庁舎のところでもお聞きをしたいと思っているんですが、やはり地質調査の結果を見ますと、安全性には非常に不安があるということを感じました。また、この贄田立川線については、新庁舎をここに建てるがために必要となる道路であり、私は新庁舎を建設することについては反対をしておりますので、本議案については反対といたします。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかに討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第79号、社会資本整備総合交付金事業南北線道路工事（その2）請負契約の締結については原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、議案第80号、宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書とともに関係の資料をお配りをさせていただいておりますので、あわせてご覧いただければというふうに思います。

本件に関しましては、提案説明にもございましたように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

新庁舎建設工事の受注者を決定するに当たりまして、11月30日に一般競争入札を

行い、10社から入札の申し込みがあったところでございます。そのうち3社が辞退されまして、7社から応札があったところです。

この結果、消費税額を含めまして15億2,820万円で京都市下京区に本社がございます公成建設株式会社が落札をいただきまして、12月5日に仮契約を締結したところでございます。この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に本契約として成立するものでございまして、工期といたしましては契約日の翌日から平成32年4月30日を予定するところでございます。

今般の工事につきましては、お手元の資料のほうをごらんいただきたいというふうに思うんですけれども、図面のほうですね。斜線を引いてございます1枚目の図面のほうになるんですけれども、斜線を引いてございます保健センター棟及び車庫、倉庫棟を除きます役場庁舎本体に係ります建設事業に係るものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほども申し上げましたが、地質調査の結果ですね、これは公表されておりませんで、私、9月でしたか、情報公開制度を使いまして見せていただきました。ちょっと読んでおりますと、非常に気になる点が幾つかありましたので、ちょっと質問をしたいと思います。

まず、杭基礎の工法が望ましいというふうには書かれておりましたが、70から300ミリの玉石が確認をされた。300ミリ以上の玉石が混在する可能性もあると。また、コンクリート片は、盛り土の各深度で確認をされており、比較的径の大きいコンクリートの塊が混在をしている可能性がある。さらに、盛り土内ではところどころでセメント臭がすることから、地盤改良土も混在をしている可能性がある。これら玉石、コンクリート片、地盤改良土が施工の際、支障となる可能性がある、このように書かれておりました。

これ以前にもちょっと指摘をしたことがあるんですけれども、やっぱり産業廃棄物じゃないんですか。公共残土だとずっとおっしゃってききましたけれども、公共残土にコンクリート片や地盤改良土というのが混じっているということについて私はちょっと疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ただいまのご指摘でございますけれども、コンク

リートの掘削材といいますかいうのも、言うたら道路を整備するときにも使うものでございまして、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、利用すれば資源であり、廃棄すればごみ扱いという形になろうかというふうに思います。

今般、今、ご指摘をいただいています公共残土受け入れ地においてコンクリート片なりが出てきているというような調査の疑いがあるというようなことでございまして、あくまで疑いでございまして、要は産業廃棄物という私どもの認識はしていないというようなことでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 産廃かどうかはさておき、この玉石とかコンクリート片については、結構大きいものがあるのではないかという指摘がございました。例えば、基礎杭を施工する際に、打っているときに、ちょっと私もどんなふうに打ってはるのかわからんですけれども、基礎杭を打っているときに、玉石とかコンクリートの大きな塊に突き当たって、そこが杭の高止まりの危険性というのはないんでしょうか。そこが底やということでそれ以上進めないというようなことはないんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 調査の際に当然ボーリング調査をかけます。そこで、例えばコンクリート片が当たったから、それが要は安定地盤やというような判断にはならないということをご理解いただきたいというふうに思います。

当然、そのボーリングしましたらサンプルを当然持ち上げてくることになりますので、それが例えばコンクリート片が混じっていましたよということで、そこで止めるということはしませんので、当然その下までも調査をしまして、もともとの地盤であるところまで調査をかけていくというようなことになりますので、今、今西委員がご指摘いただきましたそこが高止まりというような形になるかどうかと言われますと、それはならないというようなことでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 別の件ですが、盛り土層内にこれ宙水と読むんですかね。あるいは水道が存在する可能性が考えられるというような報告もございました。これらの地下水によって盛り土内、結構粘性土、粘土質のところが多かったようですけれども、粘土が水を含むとかなり軟らかくなりますね。軟らかくなるということは、弱くなると、脆弱化するということが起こる可能性があるかと思うんですが、盛り土の重さで圧密沈下の発生というの也被えられると思うんですが、この沈下によって基礎杭を支持層まで建

てる建物については大丈夫かと思いますが、将来的に周りが圧密沈下を起こして、基礎部分が浮き上がるというようなことも心配されると思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 建築物を建てる際には、必ず基礎なりを入れさせていただきます。そのときには当然、土をよけて、そこに基礎なりを打っていくというような形になります。おうちでもそうやと思うんですけども、犬走りなりがある外については、やはり一旦掘って、また土を埋め戻しますから、その部分については若干締め固めができないということで下がるというような傾向にあるかというふうに思います。

当然ながら新庁舎につきましても、そういった工事の関係で一旦土を掘らせていただくという形で基礎を入れていくという形になりますし、その際に後からまた埋め戻しですね、をさせていただきます、確かにまた転圧なりで土壌のほう固めにはいくんですけども、それがどこまで安全という言い方は変ですね。大丈夫なのかと言われると、我々としては大丈夫だというような判断をしているというようなことでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） その土を入れ替えた部分のことを心配しているんじゃないかと、もとの30mを超える埋め戻し土の圧密沈下を私は心配をしております。

もう1個、液状化についてもちょっと書かれていたんです。町は、まずこの間、水、水位が確認されていないので、液状化の可能性は低いとおっしゃってまいりましたけれども、この調査の結果には地表面加速度350ガル、地震の揺れの際ですね、それを想定した場合に、これ2年目の調査の結果やと思うんですけども、ナンバー1の地点とナンバー2の地点で液状化の危険度が高い状態と判定されると、このように書かれておりました。この結果をどのように見ておられますでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 調査結果で、要は液状化が起こる可能性がありますよという表記がされていますのは、ある一定の層だけを見た場合の判断を指摘されているというようなことございまして、我々最終的に判断、地質調査をしていただいた専門業者なりも確認をさせていただいているんですけども、全体を見た場合には液状化は起こりませんよと。ある一定層だけを見た場合には、水なりも含まれているので、その部分だけは液状化は起こるだろうというような判断でございますので、見方としましてはやはり地層全体を見ての判断という形になりますので、結果としましては安全で

あるというようなことでございますので、ご理解のほうをいただきたいというふうに思っています。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 液状化についてはわかりましたが、やはりこの間、いろいろ複合災害というふうなことも言われております。先ほど申しました粘土質の土が非常に多いと。半分近く粘土質だったというような調査結果も出ておる中で、大雨が降って、水がしみ込んで非常に土が脆弱化をするということになれば、可能性としてはないわけじゃないかなというふうに思っております。

それと、この調査結果がございませぬ。これを見ますと、ナンバー4だったかな、が非常に浅いんですよ、支持層までの盛り土の量が。最も浅いところで20.3mだったと思います。最も深いところがナンバー3で37.95mということになっております。支持層の深度、深さに17mも差があるんですね。これ間違っていないですね。地震のときに、地盤の揺れに差が生じるんじゃないかと。薄い層と厚い層でどちらも坑打ちが低いわけですから、浅い層のほう揺れは小さくて、深い層のほう揺れが大きいんじゃないかと。だから、こういう揺れが起きるんじゃないかと。そうなったときにその基礎杭等に損傷とか変形とか、そういう影響というのが考えられると思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 大変ご心配をいただいているということに対しましてありがたいというふうに思うんですけれども、構造、当然杭を入れて計算をして、どれぐらいの強度のものが必要だということを判定していくわけなんですけれども、その中で当然構造計算をしていただくことになってございますので、その部分については震度を、要は東日本大震災で起こったその震度にも耐え得る構造という形で設計のほうは進めてございますので、その辺の心配はないというふうに判断をさせていただきます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私、今ちょっとるる申し上げましたけれども、素人目で見てもいろんな不安な要素が感じられたんです。この結果、せっかく調査をされて、税金使うて調査をされた結果を何で公表されないのかなと、そこが一つ疑問なんですけど、これ何のために調査をされたんですかね。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 何のために調査をされたという問いに対しまして

は、当然建築をしていく上で必要な資料を揃えるために調査のほうをさせていただいているというようなことをございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） そうしたら公表すべきじゃないですか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 全く公表していないのではなく、要は公表させていただくものをチョイスをさせていただいているといたしますか、言うたら柱状図でありましたり、わかりやすいような資料をホームページ上でも掲載はさせていただいているというようなことで判断をしてございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 中には、調査会社の考察ということで、こういう点に留意すべきやとかこういうことに注意をしてください、したほうがよいというようなさまざまな助言も書かれておりました。せっかく調査をしたんやから、これも含めて全てを公開すべきだというふうに思います。その上で、設計や施工に生かすべきだったのではないかなというふうに思っております。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ただいまの設計に生かしたらよかったと、設計をするために調査をしているということだけのご認識間違いないようお願いしたいというふうに思います。

○委員長（谷口重和） よろしいですか、今西委員。今西委員。

○委員（今西久美子） じゃ、設計業者にもしっかりと公表を私はすべきやったというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 調査につきましては、設計業者にお願いして調査していただいておりますので、当然ながらそのデータをもとに設計をしていただいているというようなことですので、ご理解のほうをいただきたいというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 最初のは違いましたよね。2016年度のはエースさんでしたよね。もう結構です。すみません。

施工についても建築される業者さんについても私は必要な資料だというふうに思いますので。住民のものでしょう、税金で調査したんやから。私はホームページ上でも公開



をすべきだったというふうに指摘をしておきたいと思います。

最後ですが、2年前の4月ですね、2016年4月に発生をいたしました熊本地震、まだ記憶に新しいかと思いますが、この影響によって益城町の役場が使用不能となりました。この庁舎は、既に耐震改修を終えておりました。にもかかわらず地震の影響で使用できなくなったということがありました。先ほども申しましたが、益城町では道路が沈下をして、マンホールが浮き上がって、車での通行にも支障を来したということがございます。私はこういうことはしっかりと教訓にしていくべきやというふうに思うんですね。だから、新庁舎、防災拠点となる庁舎については、地盤がより強固な場所に建てるということが必要かというふうに思っております。

これまで指摘もさせていただいていましたけれども、私はこの調査結果を見て、非常に不安が増しました。今回、契約をされるということですが、この金額につきまして、例えば土壌改良がより必要になったとか、工法が調査の結果、変更されるとかということで大幅な追加予算が必要となるんじゃないかという懸念を持っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 私どもの今の認識といたしましては、土壌改良なりは必要ないであろうというようなことで考えているところでございます。

ただ、今後、施工していく上で当然ながら必要というようなことになれば、変更ということをお願いしていかないということになるんですけれども、まずは今の段階ではそこまでは必要ないだろうというような判断をしているところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、もう1点だけ。

○委員長（谷口重和） 最後ですね。

○委員（今西久美子） はい、最後です。宅地造成法というのがございますね。公共施設については、この宅地造成法の規制外ということをご認識しておりますが、やっぱり宅地となって、建物を建てる場合にいろんな基準があるわけですね。少なくとも新庁舎を建設をするわけですから、この宅地造成法の基準はクリアしなければならないと思うんですが、宅地造成法に違反しているとかそういう意味じゃないですよ。少なくとも基準としてはこういう宅地造成法の基準以上の基準をクリアすべきだと思うんですが、そこは大丈夫でしょうか。できるんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時46分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今西委員。

○委員（今西久美子） 終わります。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の今西委員と町当局のやりとりを聞いていまして、恐らくやっぱり一般の住民の方が調整池の埋立地の跡に庁舎がいくということで、先ほど出たような不安は少なからず持っておられる方も多いと思うんですよ。

そんな中で、きちっと町のほうはボーリング調査をし、そのデータをもとに業者に設計をし、ほんで今回15億2,800万で入札されたわけですね。先ほどの議論の中にもありましたように、地盤についても心配ないということやと思うんで、そのところをきちっと町のほうがもう一回この場でそういう心配ないんやということを答えていたかへんと、この不安や不安やというやりとりだけが残ってしまって、逆にまた住民に不安を残すような結果になると思うんで、しかるべき立場の人がもう一度ここで今の件について心配要らんねと、ちゃんとそれはクリアしてやっていますということをお答えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまご質問、ご指摘ありました件につきましては、確かにおっしゃるようなことはありましたけれども、町としては建築するに当たってはいろんな法的な部分、あるいはまた前からも住民の皆さんがご心配いただいたような件につきましても、全て調査等々、またいろんな申請も含めまして進めておりますので、今回の予定地、また予定の中身につきましては、問題なく施工させていただくというようにも考えておりますので、ひとつご理解のほういただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そういうことで、きちっと自信を持ってというか、しっかりとやりきっていただきたいということは申し上げておきます。

次に、この80号とあと81号にも関連するんですけども、今回、入札、従前の入札方法を180度転換する、180とは言いませんけれども、転換するような形の入札があったと思うんです。説明にはなかったんですが、まず1点、電子入札、私もずっとこの間、申し上げてきましたけれども、今回、電子入札の手法をとられました。それと、

庁舎については予定価格も公表されたと。これ今まで入札で予定価格を公表するという事は全くなかったんで、180度方針を転換されたということだと思んですけども、まず電子入札ですね。これを今回取り組まれたことの背景とまた今後、電子入札をどうするんだということの考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 電子入札につきましては、以前から議員のほうからも早期に導入すべきということでご指摘いただいているところでございます。

町のほうといたしましては、29年度にシステムを整備いたしまして、本年度から電子入札システムの京都府のシステムを利用した電子入札システムが使用が可能となったところでございます。この第1回目が新庁舎の建設ということで、不安となる部分があったんですけども、町としましては入札事務に係る軽減、また事業者さんのほうとしましてもわざわざ入札会場に足を運ばなくてもよいといういろいろなメリット等がありました関係で早期の導入をさせていただいたところでございます。

また、予定価格の事前公表につきましては、従来、委員ご指摘のとおり事前公表というはしていなかった状況でございますが、今回につきましては事前公表をすることによってメリットとしましては、職員に予定価格を探りを入れられないということがありますとか、デメリットとしましては予定価格がわかれば事業者のほうがある程度入札の価格が予定でき、抽選になったりとかいうようなことが積算能力がないような事業者さんが入札をされるというようなデメリットもあります。そういったデメリットを双方を入札制度の検討委員会という町のほうで組織がありますので、そちらのほうで検討させていただきまして、今回につきましては大型の建築案件ということもありますので、事前公表ということで予定価格をさせていただきましたところでは。

今後につきましては、この庁舎の入札の結果、それを検証して考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 電子入札と予定価格の公表についての考え方を、今、町のほうから述べていただいたんですけども、まず予定価格の公表、これについては一時他の市町も結構公表やりかけたところがありましたけれども、またやめているところもあるやに聞いています。

確かに、これメリット、デメリットがあるんで、どちらがいいと必ずしも言い切れへんとは思んですけども、これについてはやっぱりもうちょっと十分にいろいろ検証

して、やっていていただきたいと思うんですね。

ついでには、この庁舎について、予定価格を公表された結果かどうかはわかりませんが、落札87%余りで落札されていますね、公成建設さんに。高いところだと予定価格からほんの少しだけしか切れていないところもありますし、結果的にうまく、今回はですよ、うまくいったのかなというふうに思います。

結果として、87%の落札率で2億1,000万余りが予算的には浮いてきたと。これ大きな金額やと思うんですよ。23億の庁舎の関連経費いうてる中で2億が残ってくるということが、やっぱりそれなりにうまくいったのかなと思いますが、必ずしも予定価格公表がうまくいくとは限らないと思いますので、このあたりは十分にこれから検証していただきたいなというふうに思います。

次に、電子入札、これは業者、また町のほうも双方メリットがあって、非常にいい制度やと思うんです。ただ、小さい企業さんは、町内の業者さんはそれに対応できない方もあると思うので、全てが全て電子入札とまでは行きつかないにしても、やはりこれから一般競争入札、そこそこの大手の業者が来る分については、もっともっと進めていっていただきたいと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 電子入札の制度につきましては、今回、新庁舎で実施をさせていただきますけれども、今後につきましては、まず一般競争入札で舗装等、特に町外の業者さんが多い状況でありますので、そちらのほうで取り組みをさせていただきます。その後、それ以外の一般競争入札、また指名競争入札のほうに実施をしていきたいというふうに思います。

しかしながら、ご指摘いただきました町内の事業者さんの中でもまだ対応できていないという事業者さんもあります。そちらにつきましては、昨年度に町内の事業者さんにつきましてアンケートをさせていただいて、把握をしておりますので、その事業者さんを対象にその説明会をするですとか、件数が少なければ個別に相談をさせていただくというようなことで、今後、町内業者さんのほうに対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 町内の業者さんの指導も含めて、今後、電子入札ね、もっともっと積極的に進めていていただきたいということはお願いをしておきます。

次に、入札にまたこれも関連するんですが、予定価格と最低制限価格、この範囲内で

落札業者を決められてるんですけども、最低制限価格、この間、私ずっと、この前もお話しましたけれども、最低制限価格の町の考え方ですね。これ何をもとに最低制限価格を決めておられるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 一般競争の最低制限価格につきましては、中央公契連というところがモデル例を示しております。そちらの公契連が示しますモデル例をもとに予定価格の7割から9割ということで工事の種別によって設定をして、その都度、予定価格の作成者が設定しているところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 7割から9割といいますのは、恐らく直接工事費、直工費が多分7割ぐらいかかる、あとは経費の部分だと。だから、7割ぐらであれば何とか工事はでき上がる。それ以下になると、もう現実的に無理だから手抜きされるということで最低制限価格が設定されているんですが、これ今回の入札結果をもとに割り戻しますと、この3本の議案、全て土木工事と建築2種類あるんですが、84%で最低制限価格が設定されているんです。前回は舗装工事も、私言いましたけれども、84%で設定をされておった。だから、舗装の場合は、かなりの業者がそれ以下で失格をしたといういきさつもあったんで、これ業種ごとに同じ金額を使うのはいかがなもんやということも申し上げたんですけども、そのあたりはこれはどうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） ご指摘のとおり、結果といたしましてそのような状況になっているのは事実でございます。

ただ、先ほど矢野課長が申し上げましたように、本来7割から9割の間で、それぞれの案件ごとに判断して決めるというのが原則でございます。今後とも委員ご指摘のように工種なりその状況によりまして、臨機応変に検討する中で決めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 全てが全て、これ最低制限価格が高いところにあるとは思いませんけれども、やはりその最低制限価格以下の入札額が集中するような業種にあっては、当然もっと下げるべきだろうし、逆に中小企業等のなかなかそのあたりの厳しいところについては、逆に上げるということも含めて、そこは臨機応変にやっていただかないと、この間、私が見る限りにおいては全て84で統一されているような気がするんですよ。

ましてやこの一般競争の大手の業者が来るところでかなり競争が予想されるような分については、ある程度の最低制限価格ですね、そこらの考え方を持っていたかかないと、紋切りのこの率さえ置いておいたらええわと、恐らくそんなことはされていないとは思うんですけども、それはちょっと違うのかなという気がいたします。

ときにはランダム係数がいいかどうかわかりませんが、ランダム係数を掛けて、最低制限価格を決めるとかいろんなやり方があると思うんで、結果として町が有利になるような形をしていただかないと、次の81号でも1社失格しているんですよ、最低制限価格を下回って。そんなことも出ますので、そのところは慎重にやっていただきたいと思います。改めてお聞きしますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問、ご指摘でございますけれども、おっしゃるように確かにそういった点も十分に前からもご指導もいただいているということもございますので。

ただ、建設業協会のほうではできるだけ上げてほしいというような声はお聞きはするんですけども、状況によってそういったことも踏まえてしっかりとした対応をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員、いいですか。

○委員（谷口 整） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第80号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第80号、宇治田原町新庁舎建設工事請負契約の締結については、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、議案第81号の宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書とともに関係の資料をお配りをしてございますので、あわせてご高覧願えればというふうに思います。

本件に関しましては、提案説明にもございましたように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

宇治田原中央公園調整池整備工事の受注者を決定するに当たりまして、11月30日に一般競争入札を行い、6社から入札申し込みがございました。そのうち1社が辞退されまして、5社からの応札があったところでございます。この結果、消費税額を含めまして1億405万8,000円で町内業者でございます株式会社本田建設様が落札をいただきまして、12月5日に仮契約を締結したところでございます。この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に、本契約として成立するものでございまして、工期といたしましては契約の翌日から平成31年8月31日を予定するところでございます。

今般の工事につきましては、資料のほうの図面の最後の図面でございますけれども、にもつけさせていただいてございますけれども、水面積が0.161ヘクタール、容量が4,091立米の調整池を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 1点だけ確認をしたいんですが、この調整池については、この中央公園をつくる、開発をするがために必要となる調整池だということでもいいのかどうか。現時点で贅田谷川や糖塚川への雨水等の流入によって危険だというようなことはないのかとか、その点だけお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 下流に位置します田原川から糠塚川、そして袋谷川というような形になるんですけども、それぞれの河川に負担をかけないというようなことで、今回の調整池を整備させていただくというようなことをございます。こちらの調整池につきましては、以前にもご答弁をさせていただいていますけれども、京都府の重要調整池に1ヘクタールを超える開発に伴う場合には調整池を設置しなさいというようなことになってございますので、この基準に基づきまして整備のほうをさせていただくというものでございますので、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第81号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございせんか。今西委員。

○委員（今西久美子） この地に先ほどから新庁舎のところでもるる申し上げましたが、この地に防災機能を備えた公園をつくることについてはふさわしくないというふうに考えておりますので、本議案にも反対といたします。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第81号、宇治田原中央公園調整池整備工事請負契約の締結については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

最初に、建設環境課所管について当局の説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、お手元の資料、事業執行状況をごらんください。

平成30年度第3四半期の10月から12月分でございます。建設環境課、まず1番



目、地籍調査事業でございます。繰り越し事業で現在、立ち会いを実施しております。今月半ばにはもう立ち会いの方終了しまして、現在、測量のほうも実施しておるんですけども、引き続き測量のほうをしていきたいところでございます。

それから、2番目、公共交通利用推進事業でございます。先日、支援センターのほうとバスのほうと一緒にクリスマスバスの運行ということで報道機関のほうにもおいでいただきまして、皆さんにPRしてございます。この12月の間でクリスマスバス、それから小学校のMMということでモビリティーマネジメントの開催を実施します。これにつきましては、この後、また所管事項報告の中でご説明申し上げたいと思います。

それから、5番目、町内観光周遊バス運行事業でございます。先ほどの公共交通利用の中で、湯屋谷の延伸しておった10月末までが終了したと同時に、この観光周遊バスも本年度につきましては終了しております。

それから、6番目、伊賀越えの道整備事業でございます。台風等災害で非常に遅れておったんですけれども、先月末には道路のほうの保全工事を完了しております。草刈り、それから枝打ちなんかも実施できておりますが、これから秋の行楽のときにお通りいただければというふうに考えております。

めくっていただきまして7番目、新市街地連絡道路整備事業でございます。先ほど申し上げました南北線、それから贄田立川線の工事を年度末までの完了を目指して進めていきたいというふうに考えております。

それと、最後になりますけれども、10番目、公共土木施設災害復旧事業でございます。郷之口高尾線、高尾への道の今大きく崩れているところ、それと2の2号線のほうにつきましては現在着工協議中でございます。それが済み次第双方発注に進めていきたいというふうに考えております。高尾線のほうの小さいほうにつきましては、既にもう入札が終わっております。これも順次工事のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 6番目の家康伊賀越えの道整備事業なんですけれども、草刈りや枝打ち等々も終えていただいたということで整備をしていただきました。私は、これもっともっとPRしていくべきかなと、町内外の方に。今年の7月でしたかね、15日でしたかね、歩くイベントがありましたけれども、ちょっと非常に暑くて、あまり適切な時期では私はなかったのかなと。宇治田原ウォークという企画が健康児童課が主催でや

られておりますが、そことちょっとタイアップもしていただいて、春のいい時期を目指してそういう取り組みも一緒になってやってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 10 分

再 開 午前 11 時 10 分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかに質疑はないと認めまして、これにて建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管について当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、プロジェクト推進課に係ります事業執行状況のほうをご説明させていただきたいというふうに思います。

資料の 3 ページをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、1 番目、宇治田原山手線整備事業、緑苑坂以北分でございます。こちらにつきましては、平成 31 年度までの債務負担行為を設定する中で、複数年の協定を締結いたしまして、ネクスコ西日本に事業を委託しているというようなところでございます。その今年度分、また昨年からの繰り越し分を現在、進めているところでございます。

続きまして、2 番目、新庁舎建設事業についてでございます。実施設計業務及び設計支援業務につきましては、現在、建築確認であったり先ほどもございましたけれども、都市計画法の開発申請なりの関係もございまして、あわせまして今般、新庁舎の庁舎棟とは別に保健センター棟、車庫棟のほうを分割させていただくというような発注方式をとりました関係で、現在、この 2 棟につきましてはの実施設計のほうを現在進めている段階でございます。

したがって、こちらのほうの業務のほうを来年の 3 月です、31 年 3 月を完了予定とするところでございます。

続きまして、3 段目といたしますか、10 月 19 日に入札公告をさせていただきまして、先ほどの案件でございます。年明けから工事のほうを進めていきたいというようなことでございます。

続きまして、3 番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金につきましては、夏の啓発事業を皆さんにお世話になったところでございます。次は、1 月、毎年実施をお願い

いしているところでございますけれども、また知事さんに向けての要望活動を予定を今いただいているというようなところでございます。一応予定としましては1月10日で調整のほうをさせていただいているというようなところでございます。

続きまして、4番目、新市街地都市公園整備事業についてでございます。こちらのほうも現在、公園の基本実施設計のほうを進めているところでございます。31年3月完了を予定しているところでございます。後ほど所管事項報告のほうでまたご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

調整池につきましては、先ほどご協議いただいたところでございます。私どものほうは以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 新庁舎の関係ですけれども、先ほどもちょっと触れましたが、総額23億という一定の基準、目安というんですか、総額表示がこの間、されてきたと思うんです。それについてはいろいろ議論があって、だいぶいろいろと縮めていただいて23億になったというふうに理解しているんですが、入札で2億余り、本体の部分で差金が出たということは、庁舎関連は21億というふうに理解していいのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 正直そういけばというふうには思うところではございますけれども、ただ、正直なお話をさせていただきまして、もともと設備関係に含めていたものを、例えば物品に、備品ですね。備品のほうに振りかえて、検討していつて、設計額をくくってきたというふうな部分もございますので、正直、今、谷口委員からおっしゃることですと、21億でおさめていきたいというような思いではございますけれども、ただ申しましたように備品に振りかえさせていただいて、今検討している部分もございますし、また先ほど申しましたように、保健センター棟でありましたり、車庫、倉庫棟につきまして現在、設計のほうのくくりに入っているというような状況でございますので、正直、こちらのほうくくり出てくれば、また議会のほうにご報告をさせていただけるのかなというふうに思っておりますので、ご理解のほうをいただければなというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時18分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問に対しまして先ほど答弁いろいろさせていただいたんですけれども、ちょっとその部分についてちょっと誤った答弁もございますので、私のほうからお詫びして、その部分をちょっとご理解いただきたいと。

今、谷口委員、議長のほうからございましたけれども、当然2億が下がりますと、当然その分が下がると。これはもうそのように進めております。全体的な予算等々の段階からそういうのをしっかり見ながら今日まで来ておりますので、当然そういう部分は出てくると。今後また、今のところ特に変更はないんですけれども、いろいろと減額もあれば増額もひょっとしたら出るかもしれませんけれども、そのときはまた議会のほうとも相談していきたいと、このように思っておりますのでご理解いただきたいというのと、訂正のお詫びを申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 当然、工事のことですので予期せぬことが起こり、増額の変更、また逆にマイナスもそれはあるかもしれませんが、変更は十分あり得ると思うんです。

とはいえ、やはりその一つの基準というか、枠を決めてやってきているんで、そこはやはりできるだけそこに合わすようにしていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの説明の中で支援センターと車庫棟については、分割発注をするということでの考え方を述べていただきました。今度、新庁舎15億の大きな事業ですので、なかなか町内の業者がそこに入るということにもならなかったと思うんですけれども、今度の次予定されています支援センターなり、車庫棟については、ほぼほぼ規模等からすれば町内の業者でも、でもという言い方はおかしいですね。町内の業者でできるような規模になるのかなと思うんですけれども、そこらの発注についてはどのように考えておられますか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 委員ご質問のとおり、分割発注をさせていただいたという理由の一つの中には本体工事については、非常に大きな事業費でございましたので、特定建設業が必要やったと。その辺も含め検討させていただいたというようなことでもございまして、できるだけ今ご指摘いただいたように、地元事業者に対して発注していけるように、検討しているというようなことでもございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 今の質問ですけれども、あと詳細に関しては新庁舎特別委員会でまた議論していきたいと思いますので。谷口委員もよろしいですか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと新庁舎特別委員会からの質問まで踏み込んでしまいましたけれども、思いとすればできるだけ町内の業者もこの何十年に1回しかない大きな一つのプロジェクトに参加できるようにしていただきたいという思いを申し上げたまでです。また今度の委員会で発言させてもらいます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、プロジェクト推進課所管についての質疑を終了いたします。

続いて、産業観光課所管について当局の説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 産業観光課所管の第3四半期の執行状況を御説明させていただきます。

まず、1番に、町内企業の就業推進事業でございます。これにつきましては、関係機関と協議し、第4四半期に事業の実施を予定しております。

2番目の農業振興地域整備計画策定事業でございます。これは農振の見直しということで、今現在、基礎調査に係るアンケートを実施しております。

次に、3番目の大福茶園再造成事業でございます。今、これ現在、京都府のほうにおいて工事に現場に入らせていただいております。この年度末に町負担金の支払いを予定しております。

次に、4番目の森林整備地域活動支援事業でございます。これにつきましては、地権者の説明会ということで、森林組合において実施、12月の中旬に実施していただく予定でございます。第4四半期には、地権者の立ち会いを順次実施していただきます。

次に、木の駅プロジェクトでございます。これにつきましては、7月に現地視察、滋賀県甲賀市のほうへ行ったことから勉強会を1月に第4四半期に開催させていただきたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策事業でございます。有害鳥獣被害の調査業務は猿パトが毎日回らせていただいております。それと、有害鳥獣の捕獲事業といたしましては週2回、猟友会において捕獲に出させていただいております。それと、モンキードックの視察でございます。これ12月3日に奈良県の宇陀市のほうに視察研修をし、今後また有害鳥獣の協議会におきましてその検証をしていきたいと考えております。

次に、7番目の宇治田原創業支援事業でございます。これにつきましては、12月の中旬に制度の説明をホームページ等で掲載していきたいと考えております。

次に、お茶の京都観光まちづくり推進事業でございます。これにつきましては、おもてなし推進補助金の随時受け付け、観光情報発信も通年事業としてやっております。それと、高尾地区の観光拠点の清掃支援ということで、部会活動ということで、12月上旬に清掃等の活動をさせていただいたところでございます。

次に、9番目のお茶の京都交流拠点整備推進事業でございます。12月下旬に駐車場の舗装の工事の入札をし、第4四半期にハートの展望台工事、展望広場の工事に移っていききたいと考えております。

次に、10番目のお茶の京都交流拠点運営支援事業でございます。これにつきましては、指定管理者の支援をするとともに、運営推進会議を随時行わせていただいているところでございます。

次に、11番目の家康伊賀越えの道の整備事業でございます。産業観光課のほうにおきましては、うち20万ということでサイン（看板）の発注のほうを受けております。これにつきましては、部会、リーダー会議等、内容の検討を重ねながら、第4四半期にサインの発注をしたいと考えております。

12番目の林道施設災害復旧事業でございます。これにつきましては、南の地福谷線、10月9、11と査定を受けまして、第4四半期に工事を発注してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、2点お聞きしたいと思います。

10番目のお茶の交流拠点運営支援事業、これやんたんのことですよ。以前の総務建設常任委員会で開設以来、ちょっと何か月か忘れたんですけども、2,000人のお客さんが来られたというようなご報告もあったと記憶しているんですが、その後、どういう状況なのか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 富田課長。

○産業観光課地域振興担当課長（富田幸彦） 11月末時点で来館者数がおおむね5,000人程度ということでございます。平日は、20人から40人程度ということなんですけど、休日になりますとバスですとか、最近、秋になると来まして、多い時は百何十人というお客さんが来ていただいているというような状況でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 非常ににぎわっているという感じを私自身も受けております。

ただ、いろいろ物品、物産を置いていただいているんですが、やっぱりその品数がちょっと少ないんじゃないかと。売り場面積もそんなに広くないので、そこは厳しい面もあるかと思うんですが、やはり売るものをさらに地元のを増やしていくことがさらなる集客にもつながるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 富田課長。

○産業観光課地域振興担当課長（富田幸彦） 販売品につきましては、地元のを売っていこうというコンセプトで、地域の方がつくられたものですか、宇治田原町での製造物みたいなことをしております、そういった観点で徐々に幅を広げていこうというような努力を皆さん、話し合いをしながらしておりますので、このたび茶ッピーのものも置かれましたし、少しずつですけれども拡大をしていかなければいけないと我々のほうもこのように考えております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。よろしく願いいたします。

それともう1点、先ほどちょっとすみません、所管を間違えまして申しわけございませんでした。11番の家康伊賀越えの道整備事業ということで部会のリーダー会議というのもあるようですので、先ほど私が申し上げましたそういう宇治田原ウォークというようなイベントと、ちょっとコラボでもして、企画をしてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問のお答えをしていきたいと思いますが、本年のウォークのほうも非常に人気があったということで、先だっても一般質問でもそういったお声もいただいたところでもございますけれども、担当のほうはそれぞれ課はまたありますけれども、町としては基本的に1つでございますので、健康とまたそういった散策、また歴史、こういったことも非常に有利な部分もございますので、どういう形でできるかどうかは非常に難しい点はございますけれども、うまくその辺を連携を図りながら検討していきたいとこのように考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、上下水道課所管について当局の説明を求めます。青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、上下水道課所管ということで、執行状況を説明させていただきます。

6ページをごらんください。

まず、公共下水道の管渠整備事業でございますけれども、今年度は主に岩山の隠谷の地域と禅定寺ということで面整備工事を行っておるところでございます。それで、今現在、岩山の4-6と4-7ということで隠谷の2工区、3工区の工事を進めているところでございます。禅定寺につきましても、今、今般の府道の工事が入られる消防のセンターから西海道のあたりを今度、工事が入るところでございます。

このマンホールポンプのMP33、34につきましては、この隠谷の2工区、3工区ということで4-6、4-7のところに設置するマンホールポンプをまた別発注ということで工事を施工する予定でございます。今現在、発注しておりまして、製作中でございます。

あと、一番下に新市街地面整備工事ということで南北線になるんですけれども、これにつきましては入札予定と入っておりますけれども、一応明日入札を予定をしておるところでございます。

今後につきましては、左側の次期以降の予定ということで、その管渠、一番上の管渠基本設計業務ということで工業団地内ございますけれども、これの基本設計が今完了12月下旬予定ですけれども、このたび先週完了しましたので、次期以降に詳細設計ということで発注していきまして、次年度から少し工事、工業団地のほうも取りかかれるかなと思っておるところでございます。

もう一つ、新市街地の面整備工事（その2）ということで、これ南北線ということで、これはいわゆる庁舎部分ということで四半期以降来期1月ぐらいに発注できたらと思っているところでございます。

続きまして、2番目の下水道事業会計、企業会計移行事業でございますけれども、これにつきましては現在、資産調査とか評価業務がおおむね完了して、現在は企業会計へ移行するための、後ほど所管事項報告で申し上げますけれども、条例改正ということでその今調整を行っているところでございます。企業会計導入に伴いまして、それとともにシステム導入ということで、今業務を委託しておるところでございます。

続きまして、次のページ、7ページをお願いします。

こちらからは水道のほうの事業でございます。4番目の配水管布設工事ということで、



新市街地（南北線）の配水管新設工事ということで、これにつきましては12月17日  
ということで来週の月曜日入札予定でございます。簡単ですけれども以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて上下水道課所管についての質疑を終  
了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第3四半期の事業執行状況についてを終了  
いたします。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の公共交通利用促進について説明を求めます。谷出課長補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） それでは、公共交通の利用促進についてご報告させ  
ていただきます。

資料のほうをごらんいただきたいかと存じます。

まず1点目、観光周遊バスについてでございます。本年の10月28日をもって終了  
いたしました観光周遊バスについての実績報告でございます。運行ルートにつきましては、  
維中前から湯屋谷、奥山田、茶屋村を回るとい、宇治田原町に来ていただきました  
観光客の方を町内を周遊していただくというような意図で実施させていただいたもの  
でございます。

利用者数につきましては、ごらんとおり当初伸び悩んでおりましたが、夏場に向け  
て多くの方にご利用をいただいたというところでございます。

こちらのほうにつきましては、観光周遊バスの利用者のほとんどの方が路線バスご利  
用いただいていたと思いますので、路線バスの利用促進については、促進につながっ  
たのではないかと考えております。

ただ一方で、本来この事業の目的でありました人気の観光客の皆さんを他の観光地へ  
誘導するところが本来の目論見ではございましたが、結果的には人気のスポット  
と維中前との往復というところにとどまったということが結果としてございます。こ  
ういった結果も踏まえまして、10月28日に予定通り事業を終了させていただいた  
というところでございます。

続きまして、中段の緑苑坂地域に対する公共交通の利用促進についてでございます。  
こちらのほうにつきましては、緑苑坂の一部の方から町営バスのほうが緑苑坂に走って

いないことにつきましての不公平感のちょっとお話がありました。路線バスと無料の町営バスが並走するというところは、ちょっと無理がございますので、その辺は一定ご理解をいただきたいんですが、公共交通、路線バス利用促進のために緑苑坂の方につきまして、路線バスご利用の一部負担をするというようなところをこちらのほうで考えまして、こちらに書いてございますとおり、対象区間を緑苑坂から維中前の間、今料金のほうが210円になりますが、それが100円になるように110円、大人の方ですと110円の補助を出すというようなところの絵を描きまして、これを12月21日開催予定でございます地域公共交通会議でお諮りし、ご協議いただくというところの資料をこちらのほうに書かせていただいているというところでございます。

まだ利用イメージ、イメージではございますが、中段にございますとおり、利用券を持って路線バスに乗車していただきまして、現金と、こちらが発行した割引券を運賃箱に入れていただく、後ほどバス事業者のほうから請求いただくというようなところを考えているというところでございますが、いずれにいたしましても地公会議のほうでご協議いただいて、結論のほうを出していただければと考えているというところでございます。

最終下段になります。今後の利用促進事業についてでございますが、現在、先ほど垣内課長からもありましたとおり、クリスマスバスというのを25日まで運行しております。あと18日に小学校でモビリティーマネジメント開催というところと、あと21日の申しましたとおり地域公共交通会議の開催というところを公共交通の利用促進というところで開催の予定をしております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 観光周遊バスですが、非常に多くの方が利用されたということで、ちょっと驚いております。路線バスの増にもつながったということで、非常によかったなというふうに思うんですが、課題として人気スポットと維中前の往復が多かったということをおっしゃったと思うんですが、来年度以降もこの観光周遊バスについては運行していくということでよかったでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） 現在、これに代わるものというところで観光担当もしくはバス事業者のほうと話を持っているところでございます。

ですので、結論としては出ておりませんが、何らかの形でこういった観光客の方を町

内周遊は今回はちょっと失敗いうか、したんですけれども、回っていただけるような検討というのは今後も続けていくというところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、検討されているということなので、ぜひともほかのところも含めて十分観光もしていただけるような方策をぜひとも考えていただきたいと思いますし、何か私もいい案があったら、また申し上げたいなと思います。

それと、町営バスですけれども、これ利用の一覧がありますけれども、これは後で報告をいただけるのでしょうか。利用実績については。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） すみません、先ほどの執行状況の中で私のほうが添付というところを言っていなかっただけですけれども、執行状況の中で毎回四半期ごとにご報告させてもらうやつの添付資料でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 去年に比べて増えているときもあるし、減っているときもあるんですけれども、土日にお買い物に行きたいわというような声もある中で、スーパーにもこの間、停まっていたいただいていることもあるので、町営バスの土日の運行を何とか実現できないかなと思っているんですが、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） まだ今のところ考えてはおりません。当然検討としては、過去にもあったんですが、車両の維持管理が非常に難しいと。先ほど谷出のほうから観光周遊バスの件がございましたが、あれ町営バスを運行しております。あと、またイベント等への利用もございますので、なかなか土日フルに、365日フルにということは難しいので、その点については課題ではありますけれども、今のところ非現実的かなと考えております。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 1点ちょっと聞きたいんですけれども、緑苑坂の公共交通の利用促進についてということで、今回、新たにこの制度を発足させるようなんですけれども、この考え方をもう一度説明いただきたいと思うんですけれども。

○委員長（谷口重和） 谷出補佐。

○建設環境課課長補佐（谷出 智） 失礼しました。緑苑坂から路線バスをご利用、今、町営バスが走っていないというところがございまして、そのちょっと不公平感という

ようなところが話の発端ではございますので、路線バスのほうに乗っていただく方につきまして、維中前まで片道210円になるんですが、こちらの分について町のほうが一部負担させていただくことによって維中前までの路線バスの利用促進、または維中前からいろんなどころ、北ルート、南ルートございますが、町営バスのほうに乗っていただく、町営バスの利用促進につながるものとして、制度のほうを考えているところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 町営バスが運行されている区間というのは、路線バスが走っていないところですね。だから、その路線バスが走っている地域に町営バスが入っていないから不公平だというその発想でいくと、そうしたら奥山田、これ路線バスが廃止をされて不便だから奥山田と湯屋谷の区がお金を出して、コミュニティバスを運行していると。そのほうがその不公平の論法で言うならば、もっと不公平だと思うんですけども、そこは不公平感があるから補助しますではちょっとおかしいと思うんですよね。むしろ、公共交通、路線バスを残すためにその運賃補助を出すということならわかるんやけれども、ちょっと今の説明は何か納得しがたいんです。そのあたりはどうなんですか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） まさしく、今、谷口委員がおっしゃるとおりで、先ほど谷出が申し上げましたのは、事の発端が地元からの要望だということをちょっと説明するために、我々はちょっとただじゃない、金が要るみたいな話がありましたので、ちょっとそこを強調させていただいたんですけども、おっしゃられますように不公平では逆にはないんです。

公共交通として路線バスが乗り入れしている地域ですので、どちらかと言えば非常に地域としてもそこをご利用いただかなければならない。逆に、町営バスと入れ替えてしましますと、今度は路線バスが入れなくなりますので、それは我々公共交通をこれから進めていこうという考え方の中と真逆の考えになりますので、今回、推進をするためにまずはご利用していただくことから進めていこうと。いわゆるそこでハードルをどんどん下げていって、やはり公共交通、路線バスは便利だなというふうに感じていただけるような促進策としていろいろ京阪のバスと相談をし、近隣市町の状況なんかでやっておられる、そういったバス補助なんかをやっておられるところがございましたので、その策を今回アイデアを利用させていただきまして、やりたいと思っております。

先ほど言いましたコミュニティバス奥山田につきましては、まさしく奥山田地域とし

てのご利用されておりますバスの運営として奥山田と湯屋谷の地域ですね、されておりますので、それについて町としては今度は補助をさせていただいております。町営バスというふうに名前を変えたときから、お昼間、平日昼間の運行についても町の負担をほぼじゃないですね、100%見させていただいておりますので、そのあたりは町内全域が公平にご利用いただけるように考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） コミバス、コミュニティバスについては、湯屋谷と奥山田で年間120万ほどでしたかね、地元が負担をしてやっていると、運行しているという実態がある中で、その路線バスを利用をもっともっと促進していただくために補助を出すということならわからんことはないんですが。

ただ、この路線だけ出して、そうしたら維中前から田辺、維中前から宇治、これも結構昼間ほとんどお客さんが乗っていない。だから、路線を確保するために補助を出すとか、そのあたりのことも検討されてこれは結論出されたんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今、いわゆる例えば維中前から宇治、田辺というところまでは考えておりません。今回、先ほども繰り返しますけれども、まず地元からそういったご要望の中で、我々としては別に補助金を出したかったわけではないです。どちらかと言えば、町営バスを利用したいということよりも、今ある公共交通を利用の促進のために何か手立てはないかということでございます。維中前から宇治とか田辺とかについても、当然これについては利用促進策として考えていかなければならないところでございます。

ただ、今現段階で補助金は考えておりません。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 田辺方面、宇治方面、従前1時間に2本あったのが、利用客が少ない、また運転手が確保できない、そういったもろもろの事情の中で昼間の時間帯1本しかなくなった、去年からですかね。削減されたりしている中で、やっぱりこの公共交通、路線バスですね、をいかにして守っていくんやというのはこれ非常に大事な課題やと思うんですよ。

だから、そのあたりも十分に頭に入れながら、今回、金額的には安いから決められたんか何かようわかりませんが、そこは十分に頭に入れながらやっていただかないと、地元から要望出てきた、だから出しましたというのは、ちょっと何かもう一つね、

説得材料に乏しいのかなというふうに思うんですけども、何かあれば答えていただきたいです。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） もちろん要望があれば全てするということではございません。いろいろ総合的に考える中で、最終的にまさしく谷口委員がおっしゃったとおりです。公共交通の中でも、この京都京阪バスの路線バスが我々宇治田原町民にとっては非常に重要な足になっておりますので。かといって、それにとってかわって宇治田原町がバス運営事業ができるかと言えば、それは非常にコストのかかる話でございますので、やはり今は全国的にドライバー問題、それから車両の更新問題等々ございますので、公共交通の存続をやはり自治体が支えていくということもあるんですが、バス会社も頑張っていていただくために、我々としては利用促進として乗っていただくための対策。1つには、地元というか緑苑坂のほうでの利用促進を進めていっていただいて、今後、それが宇治、田辺方面への利用につなげていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、課長のほうに答えていただいたように、町の住民の足である公共交通機関、すなわちバス路線ですね。これをもうこれ以上減らす、削減されることのないように、また守っていかないか途中でそのあたりを十分に頭に入れていただいて、またこれもやる中で検証していただいて、路線バスを守るということの手立てをまたこれから考えていっていただきたいということは、切にお願いをしておきます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。田中委員。

○委員（田中 修） 今の緑苑坂のこのところやけれども、例えばこれイコカカード、もうこの間は使わないというそういう認識でよろしいですか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） はい、おっしゃるとおりこれ現金だけです。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、一般廃棄物をめぐる課題について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、一般廃棄物をめぐる課題についてご説明を申し上げます。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

近年、一般廃棄物に関する問題が全国的な課題としてマスコミ等で取り上げられていることもございます。その課題に対応するために宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正が今後必要になってくると考えております。ここにあります課題としまして、4点考えております。それぞれ下にありますように条例改正を伴うものとして、今回、ご提案なりご説明したいと思っております。

まず1つ目ですけれども、不用品改修業者やごみ処理業者による廃棄物集積放置への対策。これにつきましては、法の中で一般廃棄物の収集運搬及び処分を業として行うものにつきましては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとありますので、この許可制度の実施によりまして、逆に無許可の業者、回収業者とか運搬業者に対しまして、これを排除するものと考えております。城南衛生管理組合の構成市町の中でも、この許可制にしているのは現在、八幡市のみでございます。今年度からほかの構成市町でも条例改正を進めていくというふうに聞いております。

次に、2つ目でございます。ごみステーションからのごみの持ち去りの対策でございます。これは以前、谷口委員長のほうからもご指摘がございましたように、資源ごみをごみステーションから持ち去る者がいるということが現に我々どものほうにも情報としても入っておりますし、実際に指導に何回も行ってありますが、法的な罰則等がそのことについてはございませんので、その対策として条例の改正を行うことで実施したいというふうに思っております。

この条例の改正内容としては、いわゆるこの持ち去りの禁止ということを謳うことで、罰則も設けていこうというふうに考えております。

次に、3つ目でございます。自己搬入や粗大ごみの減量化への対策でございます。実は、城南衛生管理組合でこの自己搬入、それから粗大ごみ、これについて有料化をしていませんのが我々宇治田原町だけでございます。不法投棄、それから野焼きの防止なんかの観点から今日まで無料で行ってきたということもあったのかとはというふうに考えるんですけれども、今後、ごみの減量化、それから個別に多くの廃棄物を出す方、例えば家庭ごみでも自己搬入であれば、大量に持っていくことは可能です。ということで、そういったところへのいわゆる負担が増加する分については、やはりそれぞれでご負担いただきたいということで、この有料化に向けて今後進めていきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、4つ目、自宅等へのペット等動物遺体の回収依頼への対応

でございます。最近になりまして、やはり動物の死体回収の役場のほうから取りに来て  
くださいという問い合わせが非常に多くなっております。今は、役場のほうに持ってき  
てくださいということでお願いはしておるんです。それについては、無料で処理をさせ  
ていただくんですけれども、例えばちょっと取るのが気持ち悪いとか1人ではかなん  
と  
いうことでなかなか回収に行くための制度が今現在、町の中にはございませんので、そ  
ういった動物遺体の回収等に対する有料化ですね。実は、近隣市町では、全て有料にさ  
れております。家電の回収なんかはもう既に有料として収集しておりますので、それと  
同じような考え方で収集の手数料ということで有料化に向けて取り組んでいきたいなど  
いうふうに考えております。

そうしましたら、今後のスケジュールになるんですけれども、適正なこういった金額  
を設定することが幾つかございますので、当初年度末ごろ、3月の条例改正というふう  
にも考えておったんですけれども、もう少しお時間をいただきまして、この金額の検討、  
設定につきまして環境審議会の中で議論を進めていきたいというふうに考えております。  
ですので、9月議会を目処に進めてまいりたいというふうに考えております。許可制  
等々につきましては、その後の申請受け付けを行いまして、そのもう翌年度、平成  
32年度以降で許可業者の収集運搬を開始でいきたいと考えております。自己搬入の有  
料化についても、そういった周知期間と、それからパブリックコメント等への対応も考  
えたいと思っておりますので、お時間がかかるというふうに考えております。以上でご  
ざいます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 特に粗大ごみ等の収集に対して有料化ということですが、これ家  
電もそうだったと思うんですけれども、有料化することで不法投棄がやはり増えるとい  
う懸念がありますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） さっきちょっと説明の中で言ったんですが、恐らくそうい  
ったこともあってなかなか有料化への踏ん切りがつかないかと考えてお  
ります。

ただ、やはり今後そのごみの減量化というのは非常に大きな課題でもございます。言  
われておりますその不法投棄の問題も、これ同じように大きな問題でございますので、  
不法投棄につきましては、住民さんの情報によって我々は対処はするんですが、なかな



か広い宇治田原町でございますので、それは阻止するということまではなかなか行き立ちませんが、そっちのほうについても不法投棄防止のための対策を今後また検討していきたいというふうに考えております。

ちなみに、不法投棄をされるということは法律の違反になりまして、その中の罰則はたしか禁固刑5年で罰金刑1,000万以内だったと思います。非常にいわゆる犯罪としては重要な過失になりますので、そういったところはまた今後、警察とも連携しながら進めていきたいとは考えております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 環境審議会でも審議をしていただくということになっておりますし、今パブコメというお話もございましたので、その辺は慎重にご審議いただけたらと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管の新市街地都市公園基本設計について説明を求めます。  
山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、所管事項報告、新市街地都市公園基本設計についてご説明申し上げます。

新市街地都市公園につきましては、先ほど事業執行状況の中でも少し触れさせていただきましたけれども、本年2月に基本計画のほうを策定をさせていただく中で、翌3月に都市計画決定、そして今年の5月に都市計画事業としての事業認可のほうを受けてきたところでございます。現在、基本設計及び実施設計の業務に取り組んでいるというようなことでございます。

この基本設計のほうがおおむねまとまっておりますので、今般、報告のほうをさせていただきたいというようなことでございます。基本的には、2月に策定をいたしました基本計画をもとに業務のほうを進めてございます。

まず、1枚目、計画平面図をごらんいただきたいというふうに思うんですけれども、ここで注目をしていただきたい点が園路の線形についてでございます。町のイメージのシンボリックな形状でございます。ハート形を意識しました線形ということで、景観性に配慮して、標高の高い南側から見まわしていただきますと、その園路がハート形を意識していただけるような形状にしていってはどうかというようなことで、現在、計画して

いるところでございます。

施設イメージ図でありましたり植栽ゾーニング図につきましては、基本的に基本計画のほうを踏襲したものでございます。

ただ、先ほど申しました園路沿いには花木等をちょっと植栽をさせていただいて、よりハートを意識していただけるような園路沿いを中心に再構成を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、最後に概算工事費でございますけれども、最後のページになります。基本計画時、策定時にご提示をさせていただいています、公表させていただいています金額とほぼほぼ変わりはないんですけれども、今後も整備費用また財源について十分注意しつつ業務のほうを進めて、実施設計をくくっていききたいというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の町有林管理委員会開催結果の報告についてを説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。町有林管理委員会の開催結果の報告をさせていただきますと思います。

資料のほうをごらんいただきたいと思います。

1枚目ですけれども、開催日時は11月27日に役場の大会議室で開催いたしました。委員5名、事務局というところでございます。

審議内容につきましては、平成30年度施業計画ということで、この次のページのA3の資料と、その次とその次、別紙3までをちょっとごらんいただきたいと思います。

まず、このA3の図面を見ていただきまして、このピンクの部分が町有林造成事業ということで、青い線の引っ張っているのが29年度の実績、それと緑の線、ピンクのところと緑の線、数字に線を引っ張っているところは30年度の計画ということで別紙2のほうに載せさせていただいております。

それと次、黄色の線の入ったこの図面ですね、森林づくりの基金活用事業ということで、コカ・コーラの基金活用で森林整備、間伐等をさせていただいた実績が、この黄色の枠の中の青いのが29年度実績、それと緑の線が引いているのが、30年度の計画と

いうことでご説明させていただきました。

それと、一番下のほうにちょっと三角形の地面がありまして、それは茶色の線を引いておりまして、町有林の造成事業ということで、これは皆伐でございます。今回、庁舎のほうに利用されるということで、この部分の皆伐の説明をさせていただいたところでございます。これは別紙2の一番下のところに記載させていただいております。

それと、次にずっと後ろ、一番最後の平面図、A3の図面を見ていただきたいと思います。これは府道宇治木屋線の今回トンネルをつくるということで、町有林の中にトンネルを掘っていきたいということで、こういう計画がありますということで、京都府から伺っておりましたので、町有林管理委員会の委員様にもご説明をさせていただきました。

今後係る予定といたしましては、約2,000平米、約2反ですね、の面積が係っていくということを一応聞いております。これを説明させていただいて、ここであった主な意見としましては、新庁舎建設の基本設計時のパブリックコメントにあった町内産材を利用することで進めていただいているとか、来年度から配分される森林譲与税に伴う事業執行から職員体制の検討が必要ではないかというようなご意見を賜った中で、審議結果といたしましては、事項を説明した結果、2件については承認いただいたというところでございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道事業・地方公営企業会計導入に伴う条例改正（案）について説明を求めます。青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、地方公営企業会計導入ということで条例改正（案）と申していますけれども、ちょっと概要についてご説明させていただきたいと思います。

まず、1番目に企業会計の導入の背景ということで、現在、本町におきましては水道事業において公営企業会計を適用していますということで、下水道事業についても合併浄化槽事業を含むということで、平成31年4月より公営企業会計に移行するため、今鋭意準備を進めているところでございます。

本町の下水道事業につきましては、平成29年度末の普及率は80%を超えて、事業

着手から20年以上が経過してきたと。全国的に将来の人口減少等が想定される中で、本町におきましても下水道使用料の大幅な増収は見込まれないだろうと。また、施設の老朽化による維持管理や更新等の経費の財源を確保していかなければならないというようなことから、経営の成績や財政の状況などをみずからの経営状況により、的確に把握することによって経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みたいということ。取り組むことによって持続可能な事業運営を確立するため、法適用を行って、公営企業会計を導入していきたいというようなことでございます。

2番目に、地方公営企業法の適用の範囲ということで、水道事業会計と同様に組織、財務、職員の身分に関する全ての規定を適用して、全部適用ということでございます。

3番目に、地方公営企業法適用による効果としましては、公営企業会計方式において、損益計算書や貸借対照表など財務諸表を作成することによってこれまで見えづらかった経営成績や財政状況の情報が明らかになってくるというようなことで、他の団体との経営比較とか財政指標による毎度財務分析ができるというようなことで、また下水道事業の経営状況を的確に把握をしていけることが可能になるということで、適用したいというようなことでございます。

続きまして、4番目に公営企業方式と官庁方式ということで会計方式が変わりますということで、単式簿記から複式簿記とか、収支区分としては歳入歳出予算が収益的収支とか資本的収支というような予算の形になりますと。それと、資産の把握ということで、これまでは工事台帳とか財産台帳という形で把握をしておりましたけれども、公営企業会計につきますと減価償却ということで資産台帳というようなことで、資産の管理も含めてこれからどういうふうにやっていくかというようなことで、そこらに変更対象となってきます。

それと、出納の整理期間ということで、一般会計とか等によりますと、翌年のこれまでは4月1日から5月31日というようなことでございましたけれども、企業会計導入に際しましては3月31日というようなことで決算という形になります。

続きまして、5番目、職員の身分取り扱いの変更ということで、全部適用することによりまして企業職員となり、一般会計とは変わるものではないです。勤務時間とか給与の種類、旅費とかの条例ございますけれども、それにつきましても宇治田原町の職員の勤務とか休暇に関する条例等に順ずる、倣うということにしておるところでございます。

続きまして、6番目の条例改正の概要ということでございます。下水道事業の公営企業化に伴いまして、上下水道事業の19本の条例、一般部局に係る5つの条例を含んで

おりますけれども、全部で19本条例を改正予定しております。下水道事業、形態は公営企業となりますけれども、事業の内容としましては、従前の下水道事業を継承していくということで条例の内容を大きく改正するものではないということでございます。

表-2に上下水道に係る条例の改正・廃止ということで挙げさせていただいております。主なものを申し上げますと、一番上の宇治田原町公共下水道事業特別会計ということで、会計の条例ですね。これにつきましては、地方公営企業法第17条の規定によりそちらのほうに移行しますので、廃止ということでございます。2番目の宇治田原町公共下水道条例ということで、これはもう設置とか管理ということで、これについても法適用によることで改正ということで考えております。それと、3番目の宇治田原町公共下水道使用料及び手数料、こちらについても町長を管理者というふうなことで改正をする予定でございます。

あと、7番目ぐらいで、宇治田原町、真ん中あたりなんですけれども、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例というようなことで、これも地方公営企業法の4条の規定に基づいて、下水道事業追加ということで改正を考えておるような形でございます。

続きまして、表-3、3ページなんですけれども、表-3のほうで一般部局ということで、情報公開条例とか個人情報とかの関係、あと職員の定数、あと長期契約というようなことで、それぞれ権限を行う者を管理者とか職員数の変更というようなことで考えておるところでございます。

続きまして、規則、規程及び要綱の新規制定・改正・廃止ということで、この公営企業を導入するに伴いまして、条例とあわせまして、以下表-4でございますけれども、規則、規程、要綱、水道の管理規程とか上下水道の規程ということでこれらの改正、廃止を予定しておるところでございます。

続きまして、8番目の今後のスケジュールでございますけれども、平成31年3月議会ということで、条例改正の議会上程を行っていきたいと考えております。よろしくお願いをしたいと思います。上程が通りましたら、31年4月から下水道事業の公営企業法の適用をしていきたいと考えておるところでございます。また、31年、来年の1月の閉会中の委員会においてももう少しこの条例の改正に当たっては、説明を詳細させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 企業会計に移行するというので、地方公営企業法の適用を受け

るということになるということですが、今現時点で、去年度の決算でもいいですけども、一般会計からの繰り入れというのは、どのくらいあるんでしょうか。ちょっと決算、私、見てこなかったんで教えてもらえますか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 約2億円程度です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 相当の一般会計からの繰り入れがあるかと思うんですが、そののよし悪しはちょっと置いておいて、企業会計に移行したとしても、すぐに独立採算ということには当然ならないというふうに思うんですが、一般会計からの繰り入れにつきましては、地方公営企業法によって基準内と基準外の規制というのがありますね。その辺、もうこれ一般会計の繰り入れ、今までしてきたけれども、基準外やからあかんということになるのかどうか、その辺はご検討されているでしょうか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 一般会計からの繰り出しになるんですけども、それにつきましては、地方公営企業法の繰り出しということで、総務省からも通知とかございます。いわゆる下水道分流式による下水道の経費とか、あと高資本対策による経費とかございます。それは基準内なんですけれども。

そもそも、公共下水道は出発時点からなかなか使用料だけで賄うということがやっぱり難しいところもございましたので、今後につきましてもそのあたりは財政課といろいろ協議もございますけれども、これまでどおりしばらく様子を見るような形でいきたい。多分、今後も、先ほど申しましたなかなか人口減少とか大幅な増収、これからは施設の老朽化等いろいろなこと出てくるかと思いますので、一般繰り出しはあるということではちょっと考えさせていただければと思います。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 担当課としては、そうだということですが、当面というお話もありましたけれども、一般会計からの繰り出し、一般会計の繰り出しのその査定がこの法律の適用を受けることで、厳しくなることで、そうなれば私は使用料の値上げにもつながる懸念があるかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 青山課長。

○上下水道課長（青山公紀） 使用料につきましては、地方公営企業になるとやっぱり基本は独立採算というところも考えられますので、そのあたりはいろいろ今後その経営状

況が会計に移りましたら、いろいろ見えてくると思いますので、そういった中で今後検討していきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 経営基盤の強化ができると、財政状況がはっきりわかるということですが、わかったところで独立採算にはなかなか厳しいというのもご認識されている中で、何でもかんでも一般会計から繰り入れやったらいいと私も思っていませんけれども、使用料の負担が増えるような方法ではちょっと考えていっていただきたいくないというふうに思っておりますので、その点だけは申し上げておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び平成30年度第3四半期の事業執行状況並びに所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにてただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後0時17分

再 開 午後1時30分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、総務部所管分に係る事項について進めていきます。

会議はお手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

日程第4、付託議案審査について、議案第75号、京都市市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、議案第75号につきましてご説明申し上げます。

議案第75号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、京都市市町村職員退職手当組合理約の別表に規定しております同組合を組織する地方公共団体のうち、「相楽郡西部塵埃処理組合」を「木津川市精華町環境施設組合」に名称を変更すること、またあわせて同規約第18条に規定しています「郵便貯金又は」の文言につきましても、郵便貯金法の廃止に伴い規定の整理をすることに伴いまして、同組合理約の変更につきまして地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、ご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑をこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第75号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第75号、京都市市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査と合わせて以上で今回、総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、12月19日の本会議において討論



される方は、討論通告書を12月17日月曜日午後5時までに議長宛て提出をしてください。

日程第5、第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

まず、総務課所管について当局の説明を求めます。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、平成30年度第3四半期事業執行状況につきまして、順にご説明をさせていただきたいと存じます。

1ページをおめくりください。

まず、1、国際交流事業でございます。10月14日には、ふるさとまつりにおきまして国際交流ブースを設置いたしまして、ウーロン茶で茶香服を実施するなど会場にお越しの方に中国文化に触れ合っていただくなど、中国茶での交流を実施したところでございます。また、英語圏との交流につきまして、3回目となります国際交流事業に関する検討会を11月13日に開催し、来年度に実施予定の事業検討をしていただきました。12月下旬に第4回目の検討会を開催し、事業内容等につきまして最終の詰めをしていただく予定でございます。同じく、12月下旬に、雲南省人民政府等へ新春に向けたメッセージカードを送付することによりまして、中国との交流も深めてまいりたいと考えております。

続きまして、2、情報伝達システム整備事業でございます。

2ページめくっていただきました別紙もあわせてごらんいただきたいと存じます。

平成30年度事業の長距離スピーカーの整備事業がほぼ完了しましたので、12月25日に午前10時から午後2時30分の間、長距離スピーカーの試験放送を行う予定でございます。また、先般来、議会や委員会等でご意見、ご指摘をいただいております音声が届かない地域の対応につきましては、早期事業着手に向けまして別紙のとおり計画をしているところでございます。

2ページめくっていただきたいと存じます。

情報伝達システム整備事業に係るこれまでの経過及び今後の事業予定についてという1枚ものをごらんいただきたいと存じます。

まず、平成27年度には整備スケジュールも含めまして、情報伝達システム整備基本構想を策定しました。平成28年度には整備スケジュールに基づき、役場、小・中学校、保育所、総合文化センターの6カ所にIP告知システムの整備を行いました。平成29年度には住民体育館にIP告知システムを追加整備し、平成30年度に向け、長距離スピーカーの調査設計業務を実施したところでございます。

本年度につきましては、まず小・中学校、総合文化センターの4カ所にIP告知システムを活用した長距離スピーカーの整備を実施するとともに、並行して音達不可エリアへの対応手法等の検討をする中で、本年度の予算によりまして高尾公民館、また奥山田ふれあい交流館に携帯電話網を活用した長距離スピーカーの整備を早急に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

来年度には、禅定寺、湯屋谷、奥山田、またその他、音達不可エリアへ携帯電話網を活用しまして、長距離スピーカーの整備をあわせて進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

一番下のところでございますけれども、新庁舎建設予定地周辺の情報伝達につきましては、新庁舎建設事業の進捗に合わせまして、整備を予定しているところでございます。

以上のスケジュールで庁内全体を網羅する情報伝達システムの整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

事業執行状況に戻っていただきまして、3番、地域防災対策事業でございます。京都府では、本年5月15日に51河川、10月5日には90河川につきまして洪水浸水想定区域図を府内の一部河川について公表されました。本町に所在します田原川と京都府管理河川9河川の浸水想定区域図につきましては、京都府に確認しましたところ、公表時期が出水期前と、台風襲来期としていることから今年度の発表はないとのことでございますけれども、来年度の公表に向けまして取り組んでいくと聞いておりますので、平成31年度に洪水ハザードマップデータの作成業務を進めまして、町防災マップを改定した上で全戸配布したいと考えております。

続きまして、4番、自主防災組織支援事業でございます。自主防災組織安心安全活動補助金につきましては、現在、3つの区、禅定寺、南、郷之口から申請をいただいているところでございます。今後も随時受け付けを行ってまいります。

自主防災会の防災訓練につきましては、10月21日に南区、11月11日には荒木区、11月25日には郷之口区、また今月、12月9日には銘城台自主防災会がそれぞれ訓練を実施されたところでございます。

町といたしましては、宇治田原分署と連携する中で、訓練内容も含め、訓練の支援をしてまいったところでございます。

また、次期以降の予定といたしましては、来年1月に岩山区自主防災会が、また2月には奥山田区自主防災会が訓練を予定されておりますので、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

総務課所管事項につきましては、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） すみません、2番の情報伝達システム整備事業で、添付していただいている経過の資料なんですけれども、その中で30年度、携帯電話網を活用した長距離スピーカーというのはどういうものなんですか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

携帯電話網のクラウドというサービスを利用いたしまして、それによりまして音達不可エリアにスピーカーを設置いたしまして、そこで長距離スピーカーの整備を進めてまいりたいというふうな事業でございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩します。

休 憩 午後1時42分

再 開 午後1時43分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水課長。

○総務課長（清水 清） 無線とか有線ではないんですけれども、携帯電話網、通常考えましたら皆さんお持ちのスマートフォンとかのイメージを持たれるわけなんですけれども、その中のクラウドというサービスがございます。そちらのクラウドサービスを利用いたしまして、そこから役場、本庁舎からパソコンなりで文言を打ちますと、それがそのクラウドを通して、スピーカーのほうに流れるような仕組みになってございます。そこから、建柱等をしました柱に長距離スピーカー等をつけまして、それで情報伝達するというようなシステムになっているところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 失礼しました。補足させていただきたいと思います。

まず、これ28、29で整備してまいりましたIP告知システムというのが、まず28年度には役場、小・中、保育所等に、中に、館内放送で聞こえるようなシステムを構築しました。それはIPという有線での通信手段を使って、中に聞こえるようにしました。29年度では、同じくそのIP告知、中だけではなく、長距離スピーカーを使って外部にもそういう有線系のIP告知というシステムを使って29、30の途中まで進めてまいりましたということでございます。

今年度、一定の残予算もできましたので、来年度以降やろうと考えておりましたまだこれだけでは到達しないであろう地域の整備を前倒しをしてやろうということなのですが、それにつきましては、IP告知システムではなくて、携帯の電話網、いわゆる線のない状態、要は携帯電話のそういう通信網を使って長距離スピーカーをやっ払いこうと。

したがいまして、見た目は有線なんか無線なんかとか全然わからない話です。あくまでその音源といいますか、それが有線のIP告知というシステムからその情報をとってくるのか、携帯電話網を使ってそういう情報発信をするというのか、違うやり方でやろうとしておるものでございます。おわかりいただけましたやろか。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） いわゆるインターネットを使って、長距離スピーカーにこういうことを放送しなさいと命令を出すシステムということやね。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時46分

再 開 午後1時49分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の説明でわかりましたので、そうなるといわゆるそのアプリを入れてくださいという周知もしていったほうがいいんですかね、一般の住民さんにも。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

一義的には、この30年度、31年度、また最後の新庁舎の関係も含めまして、全町的に長距離スピーカーによって伝達をしまいたいというのが目標としてこのスケジュールをお示しさせていただいているところでございますので、それ以外に個人でアプリを入れられまして、聞かれるというのはまた別の考え方かなというふうに思っております。まずは、スピーカーを通じて情報伝達をするということを目指して整備を進めているところでございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） スピーカーはスピーカーのそれなりの仕事もあるけれども、アプリはアプリでそれなりに住民さんに知らせるという意義もあるし、両方、いわゆる情報伝達システムだから両方やったらいいんじゃないですか。

それと、以前から指摘しているんですけれども、宇治田原町はスマートフォン版に、

いわゆる緊急情報というのがトップで出てきていないと思うんです。これはスマートフォン版をせっかく持ってはんねんやから、宇治田原町もスマートフォン版で緊急情報という、最初に赤いボタンをやっぱりきっちり設置するほうが、情報がなければ、見やはった方も押さはらへんと思うので、そこはこの間、質問でもしましたけれども、ちょっと引き続き勉強していただいて、システムを充実させていただきたいなというふうに思っています。

それとほかにもいいですか。

○委員長（谷口重和） はい、どうぞ。

○委員（馬場 哉） それと、4番の自主防災組織の支援事業のことでなんですけれども、先日、防災訓練もありまして、たまたま郷之口地区でもその1週間後に自主防災会があったんです。それで、防災訓練のことについても触れますけれども、私、防災訓練と自主防災訓練を見ていまして、もちろん住民全員が初期の災害初動に備えるというのはもちろん大変しなければいけない経験やと思うんですけれども、それ以外に何ていうのかね、要支援の方のいわゆる避難訓練であるとか、例えば避難が終わった後の恐らく体育館になるかと思うんですけれども、体育館でのいわゆる避難所運営訓練の手前ぐらいのもの。例えば、段ボールベッドなんかを設置するようなそういう経験を総合防災訓練に入れるか、自主防災に入れるか、ちょっとそこら辺は棲み分けが必要やと思うんですけれども、どちらかという共助に近い自主防災会のほうにそういうことをしてくれはたらどうですかという、そういう情報交換をずっとしてはるのか、それとも今後、そういうことをしはる予定があるのか、少しお聞きをしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

ただいま、要配慮者に係る訓練、また避難所運営訓練ということで、馬場委員のほうからあったと思いますけれども、こちらにつきましてはこれまでの総合防災訓練でも、例えば担架を用いましてとか、リヤカーを用いまして要配慮者の訓練をしたり、田原小学校の体育館で避難所運営訓練ですね、を実施したこともございます。また、自主防災会の訓練につきましても、会長さんなりから役場のほうにこういった訓練がしたいというようなお話がございますので、そのときに詳細な訓練の内容の打ち合わせ等につきましては、随時行っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） そういう勉強会もこれからしっかり活性化していただいて、避難所

の運営に関しては、どんどん新しいものが情報として出ていますので、例えば簡易コンロであるとか、そういう体験を住民の方々にしていただくのも一つの手かと思うので、そういう情報交換の場をしっかりとっていただいて、自主防災会の支援にこれからもお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） 先ほど馬場委員のところでアプリのお話がありましたので、私のほうから再度、その点の答弁だけお願いをしたいというふうに思います。

今、総務課長のほうから説明をさせていただいたのは、この31年度までにスピーカーによって全部町を補おうと。順次、この情報伝達システムの構想、また計画をつくって、今日まで来ているのが事実なんです。それをやって、なお届かないところがどうなのかというあたりを、この検証する中で、例えば戸別受信機がいいのか、あるいはまた今おっしゃったようなアプリを使って、それでしっかりと情報が届くようにするか、それを今早急に整備をこの後にさせてもらいたいと。

申しますのは、アプリをとるのに、やっぱり町が負担する費用の問題と件数に限定がありますので、今考えていますのは、1,000件の範囲内ということになりますので、家で聞こえる方については、メーンはそれで受けてもらおうと。聞こえない地域の方には、どのようにするかというのもこの30年度の対応手法の検討と、こういうところに入れておりますので、どこに住んでおられても、情報を取ってもらえて、また情報が伝達できるように、そのように考えておりますので、その辺だけはひとつご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） アプリは有料なんですか。どれぐらいのものなんですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ちょっとかなり金額が大きくなりますので、ほんで宇治田原今やったら全体的な所帯数からいくとちょっとスピーカーでは届かないところ、あるいはまたそういったご家庭、約1,000件ぐらいは、以内であったらおさまるのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかに。副町長。

○副町長（山下康之） 本人は何も費用はかかりませんので。町のほうが全て費用がかかる。すんません。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の情報伝達システムの件で、ちょっと確認したいんですけども、この携帯電話網を活用するということですけども、何となくイメージわかりましたけれども、例えばこの前の台風のときに高尾地域で携帯が不通になったと。多分停電の影響かなと私は思ったんですけども、停電のとき、それから先日、ある携帯電話会社の不具合で4時間ぐらいですかね、全く携帯が繋がらないという事態がありました。そういう場合でも大丈夫なんですか。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） これからそちらの整備を進めていく上で、もし停電が起こったときにどういった状態になるのか。また、それを補完するようなシステムなり対応ができるのか、そのあたりも含めまして今後検証して、対応をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今年度にもう整備するんですよね、これから検証。

こういうスピーカーが必要なときというのは、やはり災害時が非常に多いかと思うんですね。そのときに使えないようなものでは、私は本当に意味がないと思うので、ちょっとそこは整備する前にきちんと検証もしていただきたいと思いますが。

○委員長（谷口重和） 清水課長。

○総務課長（清水 清） これから整備を考えておりますこの携帯電話網を活用した長距離スピーカーの整備につきましては、本町だけでなく他の自治体でも既に導入されているところもございます。そちらでもお聞きしているところがございますけれども、特にそういった事象がなかったというふうには聞いております。

ただ、必ず停電で使えなくなるかどうかというところは、今後、導入してからでないと、確かなことが言えないということもございますので、どのシステムを用いまして必ず100%大丈夫というようなシステムはないかというふうにも思いますので。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時04分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、総務課所管についての質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管について当局の説明を求めます。矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） それでは、引き続きまして企画財政課に係ります第3四半期の事業執行状況についてご説明申し上げます。

事業執行状況の2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

まず1番目、公用車ドライブレコーダー整備事業でございます。平成30年度、31年度、2カ年で公用車にドライブレコーダーを設置するものでございまして、本年度につきましては、車検等を迎えます公用車14台を予定しており、現在のところ9台の公用車に設置をしたところでございます。

続きまして、2番目、「ハートのまち」PR事業でございます。今年度、創設をいたしました「ハートのまち」商品開発補助金につきましては、現在のところ1件の交付決定を行ったところであり、引き続き制度の周知を行っていききたいというふうに考えております。また、町内来訪者によりますツイッターですとかインスタグラム等のSNS発信を促進するために、「#ハートのうじたわら」の周知拡大、また役場職員によりますいいところプロモーション・プロジェクトチーム、そちらのほうを11月7日に開催をしまして、移住定住のロゴデザインの検討、また今後につきましては茶ッピーグッズの検討のほうも行っていきたいというふうに考えているところでございます。

事業の3番目でございます。移住定住のプロモーション事業でございます。本町の移住定住施策に関する情報発信とブランディングの強化を図るものでございますが、委託業者によります町内の取材ですとかインタビュー、プロモーションのコンセプト作成、キービジュアルやキャッチコピー作成を行っているところであります。

今後は、都市圏等のプロモーション広告の実施ですとか、移住定住のポータルサイトの構築のほうを行っていききたいというふうに考えております。

こちらにつきましては、その後ろに資料をつけさせていただいております。A4、3枚もので、宇治田原町移住定住プロモーション事業に係る都市圏等での広告についてということで、A4の資料を3枚つけさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

この事業につきまして、「うじたわらいく」というキャッチコピーを作成いたしまして、これを活用してプロモーションを進めていくということにしております。その一環といたしまして、このほどこのポスター2種類を作成をいたしまして、下記のとおり鉄道駅に掲出をすることとしております。意匠につきましては、後ろについております別紙ということで2枚ポスターを2種類作成をさせていただいております。1つは、電車



はないけれども、つながりがあるというポスターで、もう1枚が、クルマに乗ってうじたわら、いく？という2種類のポスターのほうを作成をしております。サイズにつきましては、いずれもB1サイズでございます。

また、この移住定住に係りますターゲットにつきましては、既に近隣市町で働いておられる方、またこれから住まいを決められる子育てファミリー層をこの移住定住のターゲットに絞りまして、プロモーションのほうを実施をしていくものでございます。

ポスターの掲出駅につきましては、こちらに書かせていただいておりますが、JR・近鉄・京阪ということでこの期間にポスターのほうを掲載をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、事業執行状況のほうにお戻りをいただきたいというふうに思います。

4番目、ふるさと納税推進事業でございます。9月補正におきまして、ポータルサイト「さとふる」等の経費を可決いただいたところであり、リニューアル後は、プラス48事業者、210品目で寄附の受け付けを行っているところでございます。10月24日から「ふるさとチョイス」での寄附の受け付け開始、11月19日から「さとふる」での寄附の受け付けを開始をしているところでございます。

なお、平成30年度、今年度の実績でございますが、4月から11月末までで782件、金額にいたしまして1,309万5,000円のふるさと納税のご寄附をいただいているところでございます。

なお、「さとふる」につきましては、11月末までにまだ入金はございませんが、11月末現在で143万円の寄附の見込みがあるということで情報をいただいております。

対29年度に比べますと、今の時点で約1.9倍という状況になっております。これから年末に向けまして、多数のご寄附をいただけるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、5番、空き家・耕作放棄地活用移住促進事業でございます。空き家の改修ですとか、家財撤去等に係る支援制度の受け付けの継続と制度のPRを引き続き行っていきたいというふうに考えております。移住者の方が登録空き家を借りられて、改修することへの支援を行います移住促進住宅整備事業につきましては、既に1件の交付決定ということで、郷之口で1件の交付決定を行っております。また、現在、南地域、郷之口地域で空き家の改修の申請ということで2件申請をいただいているところでございます。

今後の予定といたしましては、3月に予定しております京都府で予定をされております移住定住セミナーに参加をして、こちらでまた制度のPR等を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

6番目、空き家等の総合対策事業でございます。本事業につきましては、昨年度に策定をいたしました空き家等の対策計画に基づくものでございまして、12月20日に第2回の会議を予定しているところでございます。また、不良住宅の撤去を補助いたします管理不全空き家等除却支援事業補助金につきましては、第1次の募集を終え、3件の交付決定を行ったところであり、年内に第2次募集を開始をしたいというふうに予定をしているところでございます。また、お試し住宅につきましては、現在、南地区内で開設を予定しており、11月7日に空き家所有者との契約、11月8日には地元の説明会を開催をしております、12月17日に工事の入札を予定をし、年度内にお試し住宅のほうの開設をしていきたいというふうに思っております。

また、次期以降の予定といたしましては、空き家所有者等を対象にしました啓発のセミナーのほうも実施していきたいというふうに考えております。

企画財政課の事業執行状況につきましては、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 6番の空き家等総合対策事業ですけれども、今、お聞きしようかと思っただけですけれども、南地区でお試し住宅をされるという報告を受けまして、主要事項調書には、これ680万をかけてやる支援制度やと思うんですけれども、その中でハード改修以外で、ルールづくりというところがあるかと思うんです。1カ月か6カ月の短期でお試し住宅されるというんですけれども、具体的にルールで思い浮かぶのは土日だけは利用できないですよとか、そういうルールを構築されているかと思うんですけれども、そのルールの中身の一部を少し教えていただけたらと思うんですけれども、現時点で。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） このルールづくりにつきましては、今度12月20日に開催をいたします空き家等の対策計画の中で具体的に協議を進めていくところではございますが、素案といたしましては、まず宇治田原町の空き家バンクの利用者登録に利用の登録をしていただいている方、また宇治田原に移住定住を希望される方ですとか、そのような条件をつけさせていただいてルールづくりのほうをしていきたいというふう

に考えているところでございます。

○委員（馬場 哉） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ハートのまちPR事業で1点だけお聞きをしたいと思うんですけども、決算委員会でハートのまちの地域間交流なり、またハートのまちのサミット的なものができひんかという質問をしたところ、10月3日に沖縄県の南城市の商工会が宇治田原のハートのまちの取り組み状況を視察に来られたという話を伺っております。そのときにこちらの町長から向こうの南城市の市長に町長の親書を届けられたという話も聞いておるんですけども、そこらのその後の動きなり、何か新しい動きなりがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口委員さんのご質問でございますけれども、前のときに町長のほうから親書を届けたと、こういうことはもう議会の中でもご報告させていただいたところですけども、その返事ですね、沖縄県の南城市長のほうから瑞慶覧長敏市長さんなんですけれども、から町長のほうにそうした沖縄県の方が宇治田原へ来られて、非常にお世話になったというお礼状とあわせて、そういう日本緑茶の宇治田原町が感じられたと、またそこへ「ハートのまち」ということですね。

沖縄県の南城市さんは、平成18年に1市3町が合併されてちょうどハートの形になったところから「ハートのまち南城市」としてPRされているというようなことで、毎年8月10日、これハートの日ということで、ここを南城市民平和の日というように定められ、そうした南城ハートブランドのイメージアップも徐々にもう今定着してきているというふうなおっしゃってまして、そして、こういったご縁があつて、宇治田原町とそういうご縁ができたということで、市長さんも非常に感激、また感謝されておまして、今後は、また「ハートのまち」のつながりをもとに宇治田原町と南城市、双方のまちの活性化が図られるハートシップ交流は、お互いに向こうの市長さんもスタートすることを願っていると、このように市長さんからの手紙もいただいております。

そういった中で、事務的にこの南城市さんの、私は総務部長さんとやりとりはしているんですけども、ぜひとも一度、南城市へ来てくださいというようなこともおっしゃっておられまして、町としてもただ単に寄せてもらうというわけにもいきませんので、その辺、内部的にしっかり整理をする中で、そしてまた議会のほうとも相談させていた

だく中で、一つ、8月10日の日がちょうど平和の推進の期間中でもありますので、そこはちょうどハートの日、またそういう平和の日と定められておりますので、その辺を目処に本町もいろんなところに参画させていただけたらなというようにも考えておりますので、引き続きいい関係をせっかくスタートいたしましたので、これを潰さず、鋭意連絡連携をとりながら、うまくお互いの町が発展するように取り組んでまいりたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 8月10日がハートの日、なかなかうまく語呂合わせというか、ネーミングしはったなと思います。ついては、今、中学生ですかね、広島、長崎に平和学習で行ってもらっていると思うんやけれども、例えば沖縄なんかも唯一日本の国土の中で戦場になった地域ですので、そちらのほうに中学生も行って、そういう交流も深めていくとか、そんなことも視野に入れながら、せっかくそういうご縁があったんで、これから「ハートのまち」というつながりでまず南城との交流も進めていただいて、あともっと他の市町に呼びかけてハートのまちサミット、この実現に向けて努力をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、まさにそのとおりでございます。毎年、本町の平和都市推進協議会の中で小学生が広島のほうへ、また中学生が長崎のほうへというふうに今まで送ってまいりましたけれども、沖縄というと非常にそういった歴史的なものがある中で、こういったことも非常に大事ななと。とりあえず1回南城市のほうも一度来てくださいますよとこういうふうにも言っていたいておりますので、その辺もまず行く中で、そして本町のそうした子どもたちもそういった学習ができるというのも非常にすばらしいことというふうにも認識しておりますので早く今いい関係のスタートをいたしましたので、もう少し根深く入れていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませぬか。今西委員。

○委員（今西久美子） 空き家対策なんですけど、さっきありましたお試し住宅ですね、年度内に開設をするということですが、ちょっと委員長にお願いをしていたんですけども、完成した段階でぜひ見にいきたいというふうに思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、空き家ですね、今、空き家バンクに登録されている住宅というのは何件ある

んでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 空き家バンクの登録件数でございますが、登録件数、掲載件数自体は9件ございまして、そのうち4件が成約件数、登録抹消が1件ということで、現在4件、空き家バンクのほうには登録をされている状況でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） せっかくお試し住宅も開設をしていただいて、気に入ったわということになったときに、空き家どこか探しましょうといったときに、ちょっと4件ではあまりにも選択範囲が狭いと思いますので、既に4件成約ができたというのは、それはそれでいいことやと思いますけれども、やはりもとのその空き家、結構たくさんありましたよね。百数十件あったように記憶をしているんですが、頑張っていたかとは思いますが、より精力的に空き家のバンクに登録をしていただけるような取り組みを推進していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 私たちといたしましても、お試し住宅を整備した後、おっしゃいますように移住するべき空き家がないというのは、非常に困る話になりますので、今現在、過去にアンケートをしました結果をもとに空き家を貸してもいいというような、状態がいい空き家で貸してもいいというような方々に対しまして、再度空き家バンクへの登録の勧奨の郵便を送らせていただいたり、また個別に所有者の方との調整をさせていただいたりしているところでございます。

また、1月の広報にはそのあたりの啓発記事も予定をしておりますし、また年明けには空き家所有者のセミナーというのも開催を予定をしております。そちらのあたりで空き家の所有者の方に空き家バンクの登録のほうを促進をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第3四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び平成30年度第3四半期の事業執行状況の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございま

したら挙手を願います。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 委員長にもお願いしたいんですけども、午前中、今日はいわゆるいよいよ庁舎建設が始まるということで審議があったんですけども、そういう意味でいくと今あるこの庁舎、それから保健センター、それから小・中一体が始まる中で先行的に公共施設のマネジメントを考えていかなあかなというふうには以前から私は教育の関係で質問させてもらおうと、31年度からそのマネジメントを決定していくと、結論を出していくというふうにおっしゃっていただきましたので、もし可能ならば、これは検討していただきたいんですけども、現段階でというか、もしその時点の段階で行政側は、こういうふうには跡地利用を含めてマネジメント、こういうふうには考えているという段階で議員側に報告いただけるような、以前は文厚のほうでは懇談会というみたいな感じでやっただけですけども、いわゆる行政側はこういうふうには考えているよという段階で議会にも委員会にも報告していただけるような懇談会みたいなマネジメントに関してが可能かどうか、ちょっと少し検討していただきたいというふうには思っています。以上です。

○委員長（谷口重和） 後日、議員間で相談したいと思います。

ほかに特に何かございませんか。清水課長。

○総務課長（清水 清） そうしましたら、資料を配らせていただきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ただいま資料のほうを配らせていただいたところでございますけれども、日本消防協会から車両の交付ということで宇治田原町消防団のほうにござんの車両が交付されましたので、報告をさせていただきたいと思います。

納車予定日につきましては、明日、13日の木曜日が予定となっております。交付車両につきましては、消防団の活動車ということで消防団の活動に用いる車として司令車というような意味合いも含めまして交付をされたところでございます。

車種につきましては、スバルのフォレスター、装備品につきましては、赤色灯、また電子サイレン等が装備されてございます。無線につきましては、この車両にはついてございませんけれども、現在、町のほうで所有しておりますエクストレイルのほうの無線のほうを付け替えのほうをして、こちらで利用していきたいというふうには考えておるところでございます。もう明日のことでございますので、今日配付させていただいて、お知りおきいただければと思ひまして配らせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） それでは、次に、日程第6、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、日程第6、その他についてを終了いたします。

本日は、付託議案5件及び第3四半期の事業執行状況並びに所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。また、町当局におかれましても詳細な説明、資料作成等ご苦労さまでございました。第3四半期も終盤に差しかかり、残すところ3カ月になろうとしております。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。1月の閉会中の委員会においては、第4四半期の執行状況の報告を願う予定をしております。1月22日午前10時から予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時28分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長            谷   口   重   和